

2024年7月25日

地域・都道府県サッカー協会 御中
各種連盟 御中公益財団法人日本サッカー協会
競技運営部補聴器等の装具を着用しての試合出場について(ご連絡)

平素より本協会の事業にご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、日頃より円滑な競技会運営のため、選手の着用するユニフォームやその他用具等について各種規則に則り運用いただき、また場合によっては柔軟にご対応いただき誠にありがとうございます。

昨今、「補聴器等※を着用して公式試合に出場したい」とのお問い合わせが本協会ならびに都道府県サッカー協会へ複数寄せられましたが、根拠となる以下の競技規則第4条に基づき、補聴器等を装身具とみなすことで公式戦への参加が出来ない事例が複数発生していたと認識しています。

※補聴器等とは補聴器・ヘッドギア・ゴーグル・フェイスガード等であり、主に医療目的で着用されている器具を指します。

サッカー競技規則 第4条 抜粋

競技者は危険な用具、もしくはその他のものを用いる、または身につけてはならない。

「すべての装身具(ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、皮革でできたバンド、ゴムでできたバンドなど)は禁止されており、外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。」

皆様におかれましては、以下①～③の全てを充足していることが確認できた場合は、柔軟な解釈のうえ当該選手の出場可否を前向きにご判断いただきたくお願いいたします。なお、試合とは練習試合・公式戦を問わないものとします。

① 当該選手・大会主催者・審判団・対戦相手チームの四者間にて、事前に四者全員が着用について同意すること。

② 装用の可否を試合ごとに上記四者間で同意すること。

競技会を通しての同意を得る際は、代表者会議等にて出場する全チームの同意を事前に得ること。(推奨)

③ 補聴器等を装用してプレーしたことにより当該選手、または相手選手が補聴器等の装具の接触等により怪我をした場合においても、当事者間の責任において処理されるものとし、第三者は責を負わないことに上記四者間で同意すること。

※当事者間とは原則として当該選手と相手選手を指し、選手が未成年の場合は保護者をこれに含みます。

競技会ごとに柔軟にご対応いただきたく、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

公益財団法人日本サッカー協会 競技運営部国内グループ

E-mail: jfa_natl_competition@jfa.or.jp

TEL: 03-3830-1809